

平成 2 4 年度財団法人紀南環境整備公社
第 3 回理事会・第 3 回評議員会合同会議
《平成 25 年 3 月 26 日（火）開催》

議事録

財団法人紀南環境整備公社

**平成 24 年度財団法人紀南環境整備公社
第 3 回理事会・第 3 回評議員会合同会議議事録**

- 1 開催の日時
平成 25 年 3 月 26 日（火） 午後 2 時 00 分
- 2 開催の場所
田辺市元町 2291-6
田辺市ごみ処理場管理棟 2 階 会議室
- 3 出席者
別紙出席者名簿のとおり
- 4 開会
事務局が、会議の開会を宣言した。

（理事長開会挨拶）

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、役員並びに評議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご参集頂き、誠にありがとうございます。

本日の合同会議は、昨年 12 月に公社の事務所が、ここ田辺市のごみ処理場管理棟内に移転以来、初めて開催するものでありまして、今後はここを新たな拠点として事業を展開して参りたいと考えておりますとともに、本日皆様には平成 25 年度の公社事業計画及び収支予算などについて、ご審議賜りたくご参集頂きましたので、よろしくお願いいたします。

さて、そうしたなか公社事業でございますが、本年度を振り返ってみますと、大きな進展としまして、昨年 9 月に報告させて頂きましたように、8 月末に最終処分場の最終候補地である「田辺市稲成町」様より「現地詳細調査」の実施について、同意を得ることができました。

このため、10 月には調査会社と契約を行い、11 月から候補地に入って現在、調査を進めているところであります。

この調査は、「安全・安心な施設整備計画」を策定するため、来年 3 月まで実施するものでございますが、かねてより申し上げております通り、今後、候補地地元である「田辺市稲成町」の住民の皆様から最終的に建設への同意を頂く上で、大変、重要な調査であります。

加えて、今後とも公社事業の円滑な推進に向け、公益法人制度改革に伴う事業主体移行に係る事案も、今後、控えております。

こうしたことから、次年度以降は公社にとって、多岐、多忙、かつ非常に大事な局面を迎えることとなりますので、役員並びに評議員の皆様におかれましては、より一層ご協力のほどよろしくお願い申し上げたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

(議長就任)

議長就任について、公社寄附行為第 27 条に従い理事長が議長に就任した。

(代理出席者の承認)

議長より代理出席者の承認について諮ったところ、異議なく承認された。

(委任の報告)

議長より欠席されている方は名簿のとおり委任されていることを報告した。

(会議の成立)

以上のことから、議長より本日の出席者は公社寄附行為第 28 条及び第 33 条第 6 項に基づき定足数を満たしているため、会議の成立を宣言した。

(議事録署名人選任)

議長より議事録署名人の選任について提案し、議長から指名することについて諮ったところ、全員異議なく、理事会からは小谷理事、寺本理事が、評議員会からは植田評議員、平評議員が選任された。

5 議案

第 11 号議案 平成 25 年度財団法人紀南環境整備公社事業計画について

第 12 号議案 平成 25 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支予算について

第 13 号議案 任期満了に伴う財団法人紀南環境整備公社評議員の選出について

第 14 号議案 財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部改正について

議事

(第 11 号議案及び第 12 号議案の審議)

議長より第 11 号議案及び第 12 号議案については関連議案なので、一括して審議する旨を述べ、議長の指示で事務局が両議案の詳細を一括して説明した。

その後、議長が理事・評議員に対し質問等を求めた。

が、特になく、両議案とも全会一致で可決、承認された。

(第 13 号議案の審議)

議長より第 13 号議案について公社寄附行為第 32 条第 2 項に基づき、審議する旨を述べ、議長の指示で事務局から詳細を説明した。

その後、議長が理事に対し質問等を求めたが、特になく、理事全員一致で可決、承認された。

(第 14 号議案の審議)

議長より第 14 号議案について審議する旨を述べ、議長の指示で事務局から詳細を説明した。

その後、議長が理事・評議員に対し質問等を求めたが、特になく、全会一致で可決、承認されるとともに、本日の審議すべき議事は終了の旨を述べた。

6 報告

(一部事務組合設立について)

議長の指示により、事務局から詳細を報告した。

その後、議長が理事・評議員に対し質問等を求めたが、特になかった。

7. その他（質疑応答）

議長より、その他公社事業全般に関して質問等を求めたが、特になく、以上をもって、本日の次第すべてを終了した旨を述べ、任務を終えた。

8 閉会

事務局が閉会を宣言した。

午後2時30分

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次のとおり署名押印する。

平成25年3月26日

議長 真砂 充敏 

署名人 小谷 芳正 

署名人 寺中 真一 

署名人 植田 英明 

署名人 平 崇 

平成24年度第3回理事会・第3回評議員会合同会議出席者名簿

平成25年3月26日

●役員(11名)

※敬称略

役 名	氏 名	役 職 名	代理出席者等
理事長	真砂 充敏	田辺市長	
副理事長	田岡 実千年	新宮市長	
副理事長	橘 一郎	田辺商工会議所会頭	
理事	小谷 芳正	みなべ町長	
理事	田嶋 勝正	串本町長	
理事	寺本 眞一	那智勝浦町長	
理事	森川 起安	南紀くろしお商工会会長	
理事	森田 敏行	日置川町商工会会長	
理事	米田 和一	和歌山県環境生活部長	
監事	小出 隆道	上富田町長	欠席(藪内 博文住民福祉課長に委任)
監事	瀬古 伸廣	新宮商工会議所会頭	欠席(奥村 建二専務理事代行に委任)

●評議員(17名)

※敬称略

氏 名	役 職 名	代理出席者等
朝本 紀夫	すさみ町商工会会長	
井澗 誠	白浜町長	
伊藤 研治	龍神村商工会会長	
岩田 勉	すさみ町長	
植田 英明	みなべ町商工会会長	
大和田 隆栄	北山村商工会会長	欠席(淵上 太志評議員に委任)
奥田 貢	北山村長	欠席(武田 丈夫評議員に委任)
久保木 弘	白浜町商工会会長	欠席(井澗 誠評議員に委任)
小原 周作	古座川町商工会会長	欠席(須賀 節夫評議員に委任)
三軒 一高	太地町長	欠席(三好 通弘住民福祉課長に委任)
須賀 節夫	串本町商工会会長	
平 崇	牟婁商工会会長	
武田 丈夫	古座川町長	
出水 豊数	中辺路町商工会会長	
長井 保夫	上富田町商工会会長	
花本 健	大塔村商工会会長	
淵上 太志	本宮町商工会会長	

●事務局(5名)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	榎本 和彦	総務管理GL	杉若 公紀
事務局次長	小郷 彰豊	主事	里際 聖
計画推進GL	井澗 伴好		

平成 2 4 年度
第 3 回理事会・第 3 回評議員会
合同会議

議案書

平成 2 5 年 3 月 2 6 日（火）
財団法人紀南環境整備公社

目 次

第 1 1 号議案	平成 2 5 年度財団法人紀南環境整備公社事業計画について	1
第 1 2 号議案	平成 2 5 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支予算について	3
第 1 3 号議案	任期満了に伴う財団法人紀南環境整備公社評議員の選出について	5
第 1 4 号議案	財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部改正について	6

第 11 号議案

平成 25 年度財団法人紀南環境整備公社事業計画について

平成 25 年度財団法人紀南環境整備公社事業計画については、次のとおりとする。

平成 25 年 3 月 26 日提出

財団法人紀南環境整備公社

理事長 真 砂 充 敏

平成 25 年度事業計画

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

1 基本方針

財団法人紀南環境整備公社（以下「公社」という。）は、紀南地域が一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分機能が不足していることを鑑み、その早期解決を図るため、県及び地域内の市町村並びに産業界により設立された団体で、その使命を果たすべく、広域廃棄物最終処分場の整備事業に取り組んでいる。

最終処分場は、地域住民の生活環境保全、地域産業の発展にとって必要不可欠な施設であり、これを早急に確保することは喫緊の課題であるが、施設の整備は最終候補地における地元住民等との合意形成が原則である。

このため、公社では最終候補地である田辺市稲成町の同意に基づき、安全・安心な施設の整備計画を策定するため、平成 24 年 11 月から約 1 年半の予定で実施している「現地詳細調査」の取り組みを進めるとともに、その調査結果及び整備計画をもとに、地元住民や関係団体等との合意形成を果たし、事業を推進していくことを基本方針とする。

なお、平成 25 年 11 月末に到来する公益法人制度改革期限に係る組織変更については、今後とも公社事業を円滑、かつ効率的に推進していくための新たな事業主体である公社構成地方公共団体による新組織設立と並行して、公社の解散及び新組織への事業引き継ぎを進めていく。

2 事業計画

(1) 広域廃棄物最終処分場整備事業

平成 24 年度に引き続き、地元住民等の意見を十分に踏まえ、安全・安心な施設整備計画策定のための「現地詳細調査」を進めるとともに、地元自治体等とも連携しながら、建設同意に向けた取り組みを図る。

(2) 循環型社会構築に係る普及啓発事業

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会答申「紀南地域の廃棄物処理に係る適正処理方針」の達成を目指し、県、市町村、産業界と連携しながら必要な事業を実施する。

- ①リーフレットを活用した普及啓発活動
- ②ホームページによる各種情報の発信

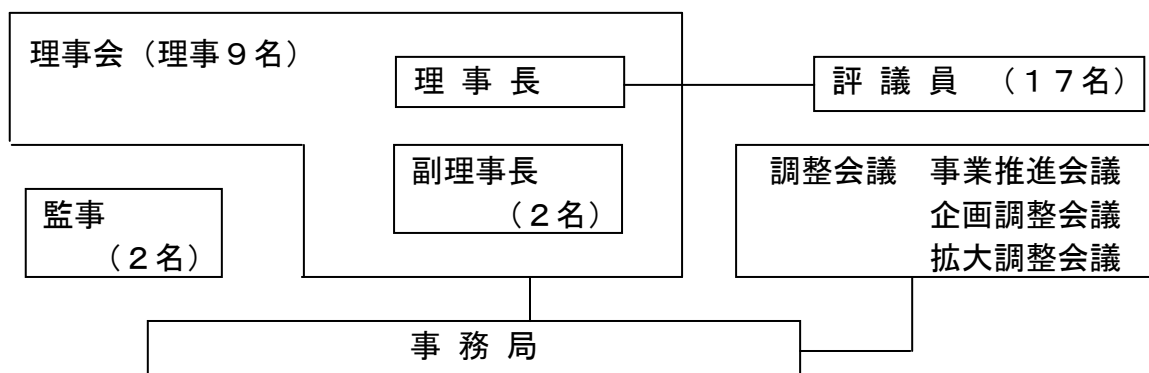
(3) 公社解散

平成25年11月末に到来する公益法人制度改革の期限までに公社解散を行い、解散と同時に発足する清算人会において「現地詳細調査」を中心とする「現務の結了」をはじめ、「債権、債務の整理」を進め、清算の結了を図る。

なお、最終清算の結了は平成26年度になる見込み。

3 組織

財団法人紀南環境整備公社組織機構



第 1 2 号議案

平成 2 5 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支予算について

平成 2 5 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支予算については、次のとおりとする。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真 砂 充 敏

収 支 予 算 書

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	32	64	△ 32	
② 補助金等収入				
県補助金収入	20,295	1,980	18,315	
市町村補助金収入	35,938	32,617	3,321	
市町村業務受託収入	52,569	0	52,569	
③ 雑収入				
受取利息収入	1	1	0	
雑収入	1	1	0	
事業活動収入計	108,836	34,663	74,173	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
最終処分場整備事業費支出	71,006	3,734	67,272	現地詳細調査
普及啓発事業費支出	424	424	0	
給料手当支出	18,064	14,254	3,810	派遣職員 6 名分
法定福利費支出	6,756	6,238	518	派遣職員 6 名分
福利厚生費支出	92	92	0	
旅費交通費支出	550	850	△ 300	
リース料支出	420	420	0	
消耗什器備品費支出	100	100	0	
消耗品費支出	50	50	0	
車両維持費支出	456	600	△ 144	
雑支出	20	20	0	
事業費支出計	97,938	26,782	71,156	
② 管理費支出				
給料手当支出	2,719	2,235	484	派遣職員 2 名分
法定福利費支出	2,793	2,910	△ 117	派遣職員 2 名分
福利厚生費支出	25	25	0	
会議費支出	110	92	18	
旅費交通費支出	700	550	150	
通信運搬費支出	160	150	10	
消耗什器備品費支出	550	600	△ 50	
消耗品費支出	100	100	0	
印刷製本費支出	500	540	△ 40	
広告宣伝費支出	100	0	100	
図書研修費支出	85	85	0	
車両維持費支出	100	85	15	
光熱水料費支出	10	10	0	
委託料支出	89	89	0	
賃借料支出	820	460	360	
支払手数料支出	80	75	5	
租税公課支出	4	4	0	
支払利息支出	1	1	0	
雑支出	1	1	0	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
管理費支出計	8,947	8,012	935	
事業活動支出計	106,885	34,794	72,091	
事業活動収支差額	1,951	△ 131	2,082	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出				
減価償却引当資産取得支出	28	28	0	
② 固定資産取得支出				
什器備品購入支出	1	1	0	
投資活動支出計	29	29	0	
投資活動収支差額	△ 29	△ 29	0	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
短期借入金収入	1	1	0	
財務活動収入計	1	1	0	
2. 財務活動支出				
短期借入金返済支出	1	1	0	
財務活動支出計	1	1	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	500	500	0	
当期収支差額	1,422	△ 660	2,082	
前期繰越収支差額	4,399	4,439	△ 40	
次期繰越収支差額	5,821	3,779	2,042	

(注) 1. 短期借入金の最高限度額 2,500,000円

2. 次年度以降の債務負担額 0円

第 13 号議案

任期満了に伴う財団法人紀南環境整備公社評議員の選出について

財団法人紀南環境整備公社寄附行為第 32 条第 2 項の規定に基づき、任期満了に伴う財団法人紀南環境整備公社の評議員を次のとおり選出する。

なお、就任の時期については、平成 25 年 4 月 1 日とし、任期は平成 27 年 3 月 31 日までとする。

平成 25 年 3 月 26 日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真 砂 充 敏

役 名	氏 名	公 職 名	備考
評議員	朝本 紀夫	すさみ町商工会会長	再選
評議員	井澗 誠	白浜町長	再選
評議員	伊藤 研治	龍神村商工会会長	再選
評議員	岩田 勉	すさみ町長	再選
評議員	植田 英明	みなべ町商工会会長	再選
評議員	大和田 隆栄	北山村商工会会長	再選
評議員	奥田 貢	北山村長	再選
評議員	久保木 弘	白浜町商工会会長	再選
評議員	小原 周作	古座川町商工会会長	再選
評議員	三軒 一高	太地町長	再選
評議員	須賀 節夫	串本町商工会会長	再選
評議員	平 崇	牟婁商工会会長	再選
評議員	武田 丈夫	古座川町長	再選
評議員	出水 豊数	中辺路町商工会会長	再選
評議員	長井 保夫	上富田町商工会会長	再選
評議員	花本 健	大塔村商工会会長	再選
評議員	淵上 太志	本宮町商工会会長	再選

第 14 号議案

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この規程は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、財団法人紀南環境整備公社（以下「公社」という。）が和歌山県から受けている出資等の公共性に<u>鑑み</u>、公社の保有する情報の公開の推進に関して必要な事項を定めることにより、当該出資等の透明性の一層の向上を図り、もって公社の行う事業について県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた公社の運営に資することを目的とする。 第 2 条から第 6 条 略 (文書等の原則開示) 第 7 条 公社は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。 (1) 略 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに	(目的) 第 1 条 この規程は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、財団法人紀南環境整備公社（以下「公社」という。）が和歌山県から受けている出資等の公共性に<u>かんがみ</u>、公社の保有する情報の公開の推進に関して必要な事項を定めることにより、当該出資等の透明性の一層の向上を図り、もって公社の行う事業について県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた公社の運営に資することを目的とする。 第 2 条から第 6 条 略 (文書等の原則開示) 第 7 条 公社は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。 (1) 略 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ略

ウ 当該個人が公社の役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに和歌山県住宅供給公社_____及び和歌山県土地開発公社（以下「地方公社」という。）の役員並びに職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公社の役職員又は公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ略

ウ 当該個人が公社の役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに和歌山県住宅供給公社、和歌山県道路公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方三公社」という。）の役員並びに職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公社の役職員又は公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ略

(4) 略

(5) 公社並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 公社又は国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条から第10条 略

(開示申出に対する措置)

第11条 公社は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の

ア及びイ略

(4) 略

(5) 公社並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 公社又は国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条から第10条 略

(開示申出に対する措置)

第11条 公社は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の

実施に関し必要な事項を文書等開示決定通知書（別記第2号様式・別記第3号様式）又は文書等部分開示決定通知書（別記第4号様式・別記第5号様式）により通知しなければならない。ただし、開示申出があった日に、当該開示申出に係る文書等の全部を開示する旨の決定をし、当該文書等を開示するときは、口頭により通知することができる。

- 2 公社は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、文書等非開示決定通知書（別記第6号様式・別記第7号様式・別記第8号様式・別記第9号様式・別記第10号様式・別記第11号様式）により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

- 第12条 前条第1項本文及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を開示決定等期限延長通知書（別記第12号様式）により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

- 第13条 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日から60日

実施に関し必要な事項を文書等開示決定通知書（別記第2号様式）又は文書等部分開示決定通知書（別記第3号様式）により通知しなければならない。ただし、開示申出があった日に、当該開示申出に係る文書等の全部を開示する旨の決定をし、当該文書等を開示するときは、口頭により通知することができる。

- 2 公社は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、文書等非開示決定通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

- 第12条 前条第1項本文及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を開示決定等期限延長通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

- 第13条 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日から60日

以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、公社は、開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書等については第 17 条第 4 項の規定による予納があった後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、公社は、前条第 1 項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を開示決定等期限特例適用通知書（別記第 13 号様式）により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について第 17 条第 4 項の規定による予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2 前項の規定により公社が開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第 17 条第 4 項に規定する見込額その他」と、同条第 2 項中「その旨」とあるのは「その旨及び第 17 条第 4 項に規定する見込額」とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 14 条 開示申出に係る文書等に公社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公社は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他必要な事項を文書等開示申出に関する意見照会書（別記第 14 号様式）により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、公社は、開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書等については_____

_____相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、公社は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を開示決定等期限特例適用通知書（別記第 6 号様式）により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 14 条 開示申出に係る文書等に公社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公社は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他必要な事項を文書等開示申出に関する意見照会書（別記第 7 号様式）により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 略

3 公社は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公社は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書等の開示決定に係る通知書（別記第15号様式）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条 文書等の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して公社が適当と認める方法により行う。ただし、閲覧の方法（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法を含む。）による文書等の開示にあつては、公社は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、当該文書等の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公社が文書等の開示をするため、第11条

第1項に規定する書面により開示の日及び時間並びに場所の指定をしたにもかかわらず、開示申出者が当該開示を受けない場合に、公社が再度、当該指定に係る開示の日から14日以上経過した日及び時間並びに場所を指定し、当該開示を受けるよう催告をしても、当該開示申出者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたのものとみなす。

2 略

3 公社は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公社は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書等の開示決定に係る通知書（別記第8号様式）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条 文書等の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して公社が適当と認める方法により行う。ただし、閲覧の方法（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法を含む。）による文書等の開示にあつては、公社は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、当該文書等の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(法令等による開示の実施との調整)

第16条 公社は、法令等の規定により、何人にも開示申出に係る文書等が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該文書等については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧又は謄本、抄本その他謄写したものの交付であるときは、当該縦覧又は謄本、抄本その他謄写したものの交付を前条第1項本文の閲覧又は写しの交付とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第17条 公社が文書等の開示を行うとき（第15条第2項の規定により開示をしたものとみなすときを含む。）は、別表に定めるところにより手数料を徴収する。

2 公社は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除する事ができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、公社は、特別の理由があると認める時は、その全部又は一部を還付することができる。

4 第13条第1項の規定により公社が開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示申出者は、当該開示決定等の通知があった日から30日以内に、第13条第1項の残りの文書等（以下この条において「残りの文書等」という。）の全部を開示とした場合の手数料の額の範

(法令等による開示の実施との調整)

第16条 公社は、法令等の規定により、何人にも開示申出に係る文書等が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該文書等については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧又は謄本、抄本その他謄写したものの交付であるときは、当該縦覧又は謄本、抄本その他謄写したものの交付を前条本文の閲覧又は写しの交付とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第17条 第15条の規定により開示申出に係る文書等の写し（複写したものその他これに類するものを含む。以下同じ。）の交付を受ける者は、公社が別に定めるところにより当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。この場合において、当該写しの送付を受けようとする者は、当該費用を負担しなければならない。

囲内で公社で定める額（事項及び第6項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

5 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの文書等について納付すべき手数料の額（事項において「要納付額」という。）に足りないときは、その不足額を納めなければならない。

6 第4項の規定により予納した見込み額が要納付額を超える場合には、その超える額について還付する。ただし、残りの文書等についての開示決定に基づき文書等の開示を受けることができることとなった者が、公社が文書等の開示をするため、第11条第1項に規定する書面により開示の日及び時間並びに場所の指定をしたにもかかわらず、当該開示を受けない場合に、公社が再度、当該指定に係る開示の日から14日以上経過した日及び時間並びに場所を指定し、当該開示を受けるよう催促をしても、正当な理由なくこれに応じないときは、この限りでない。

（異議の申出等）

第18条 開示決定等について不服がある者は、公社に対し、当該開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、異議申出書（別記第16号様式）により異議の申出をすることができる。

2 公社は、前項の規定による異議の申出があったときは、当該異議の申出の対象となった開示決定等について再度検討を行った上で、その結果を、速やかに、当該異議の申出をした者に対し、異議申出回答書（別記第17号様式）により回答しなければならない。

3から5 略

第19条から第22条 略

（異議の申出等）

第18条 開示決定等について不服がある者は、公社に対し、当該開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、異議申出書（別記第9号様式）により異議の申出をすることができる。

2 公社は、前項の規定による異議の申出があったときは、当該異議の申出の対象となった開示決定等について再度検討を行った上で、その結果を、速やかに、当該異議の申出をした者に対し、異議申出回答書（別記第10号様式）により回答しなければならない。

3から5 略

第19条から第22条 略

附 則 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 改正後の規程の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示の申出について適用し、施行目前になされた開示の申出については、なお従前の例による。</u>	附 則 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
---	--

新				旧
別表（第17条関係）				
公文書の種別	開示の実施の方法	金 額	40枚までの場合 4枚までごとににつき 40枚を超える場合 40枚までごとににつき	10円 100円
			1枚につき A3まで A3を超えA2まで A2を超えA1まで A1を超えA0まで	10円 50円 60円 110円
			複写機により用紙（A0までのものに限る。）に複写したもの（カラーで複写したものを除く。）の交付	
2 マイクロフィルム	複写機により用紙（A3までのものに限る。）にカラーで複写したものの交付	1枚につき		40円
	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき		230円
3 写真フィルム	用紙に印刷したものの交付	1枚につき		80円
	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき		100円
4 スライドフィルム	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき		330円
	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき		100円
5 映画フィルム	専用機器により映写したものの複製	1巻につき		330円
	専用機器により再生したものの複製	1巻につき		140円
6 録音テープ	録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき		220円
	専用機器により再生したものの複製	1巻につき		160円
7 ビデオテープ	専用機器により再生したものの複製	1巻につき		

新		旧	
8 電磁的記録(6の項及び7の項に該当するものを除く。)	ビデオセットテープ(記録時間120分のものに限り。)に複写したもの	1巻につき	320円
	用紙に出力したものの閲覧	40枚までの場合 4枚までごとににつき 40枚を超える場合 40枚までごとににつき	10円 100円
	専用機器により再生したものの閲覧、聴取または視聴	1件につき	70円
	用紙(Ａ0までのものに限り。)に出力したもの(カラーで出力したものを除く。)の交付	1枚につき Ａ3まで Ａ3を超えＡ2まで Ａ2を超えＡ1まで Ａ1を超えＡ0まで	10円 50円 80円 110円
	用紙(Ａ3までのものに限り。)にカラーで出力したものの交付	1枚につき	40円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき	80円
	光ディスク(日本工業規格×0606及び×6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)に複写したものの交付	1枚につき	70円
	光ディスク(日本工業規格×6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)に複写したものの交付	1枚につき	80円

備考

- 1 この表において、「Ａ3」とは日本工業規格Ａ列3番を、「Ａ2」とは日本工業規格Ａ列2番を、「Ａ1」とは日本工業規格Ａ列1番を、「Ａ0」とは日本工業規格Ａ列0番を、「1件」とは一の開示決定をいう。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を1枚として算定する。
- 3 電磁的記録の閲覧、聴取、視聴及び写しの交付においてこの表に掲げる開示の方法及び金額により離れ場合は、規則で定めるところにより、手数料を徴収する。

新

別記第1号様式（第6条関係）

文書等開示申出書

財団法人紀南環境整備公社理事長様

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地）
〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）
TEL

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり文書等の開示を申し上げます。

文書等の名称 その他開示申出に係る文書等を特定するために必要な事項	1 (1) 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (2) フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付 ☐ 複写機により用紙に複写したもの（ □内に✓印を記入して下さい。） ☐ その他（ 2 写しの送付を希望する ☐ する ☐ しない
備考	

※ 以下の欄は記入しないで下さい。

文書等の件	()年度	
窓口受付	担当受付	連絡先

旧

別記第1号様式（第6条関係）

文書等開示申出書

財団法人紀南環境整備公社理事長様

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地）
〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）
TEL

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり文書等の開示を申し上げます。

文書等の名称 その他開示申出に係る文書等を特定するために必要な事項	1 (1) 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (2) フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付（ ☐ 複写機により用紙に複写したもの（ □内に入印を記入してください。） ☐ その他（ 2 写しの送付を希望する ☐ する ☐ しない
備考	

※ 以下の欄は記入しないで下さい。

文書等の件	()年度	
窓口受付	担当受付	担当者
		内線

新	旧
---	---

別記第2号様式（第11条関係）

文書等開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したの
で通知します。

文書等の名称	() 年度
開示の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 複製 ☐ 聴取 ☐ 写しの交付（ ☐ 複写機により用紙に複写したもの ）
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

注 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

別記第2号様式（第11条関係）

文書等開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したの
で通知します。

文書等の名称	() 年度
開示の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 複製 ☐ 聴取 ☐ 写しの交付（ ☐ 複写機により用紙に複写したもの ）
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

注 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

新

旧

別記第3号様式（第11条関係）

文書等開示決定通知書

【見込額通知兼用】

開示申出者様

第 年 月 日 号

財団法人紀南環境整備公社理事長 印

年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したので通知します。

文書等の名称	() 年度
開示の日時	年 月 日 (午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付 ☐ 複写機により用紙に複写したもの ☐ その他 ()
規程第17条第4項に規定する見込額	円
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

注

1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

3 規程第17条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付して下さい。納付されない場合は、残りの文書等について非開示の決定をすることとなります。

注

1

文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2

指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

3

規程第17条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付して下さい。納付されない場合は、残りの文章等について非開示の決定をすることとなります。

新

別記第4号様式（第11条関係）

文書等部分開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長

年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり文書等の一部を開示することと決定したので通知します。

文書等の名称	() 年度
開示の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付（ ☐ 複写機により用紙に複写したもの（ ）
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	規程第 条第 号該当（該当する理由）
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

注 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

旧

別記第3号様式（第11条関係）

文書等部分開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長

年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり文書等の一部を開示することと決定したので通知します。

文書等の名称	() 年度
開示の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付（ ☐ 複写機により用紙に複写したもの（ ）
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	規程第 条第 号該当（該当する理由）
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

注 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

注

- 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。
- この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

注

- 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。
- この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

新		旧																	
別記第5号様式（第11条関係） 【見込額通知兼用】 文書等部分開示決定通知書 第 年 月 日 号 開示申出者 様 財団法人紀南環境整備公社理事長 印 年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり文書等の一部を開示することと決定したので通知します。 <table><thead><tr><th>文書等の名称 () 年度</th><th>開示の日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分</th><th>開示の場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 ファイルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付 ☐ 複写機により用紙に複写したもの () ☐ その他 ()</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開示しない部分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記部分を開示しない理由 (該当する理由)</td><td>規程第 条第 号該当</td><td></td></tr><tr><td>規程第17条第4項に規定する見込額</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>連絡先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0789-81-3550</td><td></td></tr></tbody></table> 注 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。 3 規程第17条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの文書等について非開示の決定することとなります。 この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。		文書等の名称 () 年度	開示の日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分	開示の場所	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 ファイルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付 ☐ 複写機により用紙に複写したもの () ☐ その他 ()			開示しない部分			上記部分を開示しない理由 (該当する理由)	規程第 条第 号該当		規程第17条第4項に規定する見込額	円		連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0789-81-3550	
文書等の名称 () 年度	開示の日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分	開示の場所																	
1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 ファイルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 複製 ☐ 写しの交付 ☐ 複写機により用紙に複写したもの () ☐ その他 ()																			
開示しない部分																			
上記部分を開示しない理由 (該当する理由)	規程第 条第 号該当																		
規程第17条第4項に規定する見込額	円																		
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0789-81-3550																		

新

別記第6号様式（第11条関係）

文書等非開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長 印

年 月 日付けで申出のあった文書等の開示申出について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

() 年度	
非開示決定した文書等の名称	
非開示とした理由	規程第 条第 号該当 (該当する理由)
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550
備考	

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

旧

別記第4号様式の1（第11条関係）

文書等非開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長 印

年 月 日付けの文書等の開示申出について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

() 年度	
非開示決定した文書等の名称	
非開示とした理由	規程第 条第 号該当 (該当する理由)
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550
備考	

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

新		旧	
別記第7号様式（第11条関係） 文書等非開示決定通知書 開示申出者 様 財団法人紀南環境整備公社理事長 印 第 年 月 日 【見込額通知兼用】 年 月 日付けで申出のあった文書等の開示申出について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。 （ ）年度 規程第 条第 号該当 （該当する理由） 規程第17条第4項に規定する見込額 円 財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550 備考			
注 規程第17条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付して下さい。納付されない場合は、残りの文書等について非開示の決定することとなります。 この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。			

新		旧						
別記第8号様式（第11条関係） 文書等非開示決定通知書 第 年 月 日 開示申出者 様 財団法人紀南環境整備公社理事長 印 年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第10条の規定に基づき、開示申出を拒否するので、同規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。 <table><tr><td>文書等開示申出書に記載された文書等の名称等</td><td></td></tr><tr><td>開示申出を拒否する理由</td><td></td></tr><tr><td>連絡先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550</td></tr></table> この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。			文書等開示申出書に記載された文書等の名称等		開示申出を拒否する理由		連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550
文書等開示申出書に記載された文書等の名称等								
開示申出を拒否する理由								
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550							

新		旧								
別記第9号様式（第11条関係） 文書等非開示決定通知書 開示申出者様 第 年 月 日 財団法人紀南環境整備公社理事長 印 年 月 日付けで申出のあった文書等のうちの相当な部分につき、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第10条の規定に基づき、開示申出を拒否するので、同規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。 <table><tr><td>文書等開示申出書に記載された文書等の名称等</td><td></td></tr><tr><td>開示申出を拒否する理由</td><td></td></tr><tr><td>規程第17条第4項に規定する見込額</td><td>円</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550</td></tr></table> 注 規程第17条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付して下さい。納付されない場合は、残りの文書等について非開示の決定をすることとなります。 この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。			文書等開示申出書に記載された文書等の名称等		開示申出を拒否する理由		規程第17条第4項に規定する見込額	円	連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550
文書等開示申出書に記載された文書等の名称等										
開示申出を拒否する理由										
規程第17条第4項に規定する見込額	円									
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550									

新

別記第10号様式（第11条関係）

文書等非開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長

年 月 日付けで申出のあった文書等の開示について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

文書等開示申出書に記載された文書等の名称等	
開示申出に係る文書等を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他（ ）
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

旧

別記第4号様式の2（第11条関係）

文書等非開示決定通知書

第 年 月 日

開示申出者 様

財団法人紀南環境整備公社理事長

年 月 日付けの文書等の開示申出について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第10条の規定に基づき、開示申出を拒否するので、同規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

文書等開示申出書に記載された文書等の名称等	
開示申出を拒否する理由	
担当等	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

新

旧

別記第 11 号様式 (第 11 条関係)

【見込額通知兼用】

文書等非開示決定通知書

開示申出者様

第 年 月 日

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けで申出のあった文書等のうちの相当の部分について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

文書等開示申出書に記載された文書等の名称等	文書等開示申出書に記載された文書等の名称等
開示申出に係る文書等を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
規程第 17 条第 4 項に規定する見込額	円
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

注 規程第 17 条第 4 項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に納付して下さい。納付されない場合は、残りの文書等について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

別記第 4 号様式の 3 (第 11 条関係)

文書等非開示決定通知書

開示申出者様

第 年 月 日

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けの文書等の開示申出について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

文書等開示申出書に記載された文書等の名称等	文書等開示申出書に記載された文書等の名称等
開示申出に係る文書等を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

この決定に不服があるときは、規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部改正に係る新旧対照表

新		旧																					
別記第12号様式（第12条関係） 開示決定等期限延長通知書 開示申出者様 財団法人紀南環境整備公社理事長 第 年 月 日 開示申出者様 財団法人紀南環境整備公社理事長 第 年 月 日		別記第5号様式（第12条関係） 開示決定等期限延長通知書 開示申出者様 財団法人紀南環境整備公社理事長 第 年 月 日																					
年 月 日付けの文書等の開示申出については、次のとおり、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第12条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 <table><tr><td>開示申出のあった文書等の名称（等）</td><td></td></tr><tr><td>延長後の期間</td><td>日</td></tr><tr><td>延長後の開示決定等期限</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>延長の理由</td><td></td></tr><tr><td>連絡先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550</td></tr></table>		開示申出のあった文書等の名称（等）		延長後の期間	日	延長後の開示決定等期限	年 月 日	延長の理由		連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550	年 月 日付けの文書等の開示申出については、次のとおり、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第12条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 <table><tr><td>開示申出のあった文書等の名称（等）</td><td></td></tr><tr><td>延長後の期間</td><td>日</td></tr><tr><td>延長後の開示決定等期限</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>延長の理由</td><td></td></tr><tr><td>連絡先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550</td></tr></table>		開示申出のあった文書等の名称（等）		延長後の期間	日	延長後の開示決定等期限	年 月 日	延長の理由		連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550
開示申出のあった文書等の名称（等）																							
延長後の期間	日																						
延長後の開示決定等期限	年 月 日																						
延長の理由																							
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550																						
開示申出のあった文書等の名称（等）																							
延長後の期間	日																						
延長後の開示決定等期限	年 月 日																						
延長の理由																							
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550																						

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部改正に係る新旧対照表

新

旧

別記第 1 3 号様式（第 1 3 条関係）

【見込額通知兼用】

開 示 決 定 等 期 限 特 例 適 用 通 知 書

開示申出者 様

第 年 月 日

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けの文書等の開示申出については、次のとおり、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第 1 3 条第 1 項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

開 示 申 出 の あ っ た 文 書 等 の 名 称（等）	開 示 申 出 の あ っ た 文 書 等 の 名 称（等）
財団法人紀南環境整備 公社情報公開規程 第 1 3 条第 1 項の規定 を適用することとした 理由	財団法人紀南環境整備 公社情報公開規程 第 1 3 条の規定を適用 することとした理由
残りの文書等について 開示決定等をする日ま でに要すると認められ る期間	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等 を行い、残りの部分については、財団法人紀南環境 整備公社情報公開規程第 1 7 第 4 項の規定による予約があった 日から次に記載する期間が必要です。） 日 間
連 絡 先	連 絡 先

別記第 1 3 号様式（第 1 3 条関係）

開 示 決 定 等 期 限 特 例 適 用 通 知 書

開示申出者 様

第 年 月 日

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けの文書等の開示申出については、次のとおり、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第 1 3 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

開 示 申 出 の あ っ た 文 書 等 の 名 称（等）	開 示 申 出 の あ っ た 文 書 等 の 名 称（等）
財団法人紀南環境整備 公社情報公開規程 第 1 3 条第 1 項の規定 を適用することとした 理由	財団法人紀南環境整備 公社情報公開規程 第 1 3 条の規定を適用 することとした理由
（ 残りの文書等について 開示決定等をする日ま でに要すると認められ る期間	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等 を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示 決定する予定です。） 年 月 日
連 絡 先	連 絡 先

新	旧																				
別記第14号様式（第14条関係） その1 文書等開示申出に関する意見照会書 第 年 月 日 第三者 様 財団法人紀南環境整備公社理事長 印 （あなた、貴団体等）に関する情報が記録されている下記の文書等について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第6条の規定に基づく開示申出があり、当該文書等について開示決定等を行う際の参考とするため、同規程第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該文書等を開示することにつき御意見があるときは、別紙の「文書等の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 <table><tr><td>開示申出のあった文書等の名称</td><td></td></tr><tr><td>開示申出の年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>上記文書等に記録されている（あなた、貴団体等）に関する情報の内容</td><td></td></tr><tr><td>意見書の提出先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 〒646-0053 田辺市元町2281-6 （田辺市こみ処理場管理棟内） 電話 0739-81-3550 FAX 0739-81-3551</td></tr><tr><td>意見書の提出期限</td><td>年 月 日</td></tr></table>	開示申出のあった文書等の名称		開示申出の年月日	年 月 日	上記文書等に記録されている（あなた、貴団体等）に関する情報の内容		意見書の提出先	財団法人紀南環境整備公社 〒646-0053 田辺市元町2281-6 （田辺市こみ処理場管理棟内） 電話 0739-81-3550 FAX 0739-81-3551	意見書の提出期限	年 月 日	別記第7号様式の1（第14条関係） 文書等開示申出に関する意見照会書 第 年 月 日 第三者 様 財団法人紀南環境整備公社理事長 印 （あなた、貴団体等）に関する情報が記録されている下記の文書等について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第6条の規定に基づく開示申出があり、当該文書等について開示決定等を行う際の参考とするため、同規程第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該文書等を開示することにつき御意見があるときは、別紙の「文書等の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 <table><tr><td>開示申出のあった文書等の名称</td><td></td></tr><tr><td>開示申出の年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>上記文書等に記録されている（あなた、貴団体等）に関する情報の内容</td><td></td></tr><tr><td>意見書の提出先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 〒646-8560 田辺市朝日ヶ丘23-1（県西牟婁総合庁舎2階） 電話 0739-81-3550 FAX 0739-81-3551</td></tr><tr><td>意見書の提出期限</td><td>年 月 日</td></tr></table>	開示申出のあった文書等の名称		開示申出の年月日	年 月 日	上記文書等に記録されている（あなた、貴団体等）に関する情報の内容		意見書の提出先	財団法人紀南環境整備公社 〒646-8560 田辺市朝日ヶ丘23-1（県西牟婁総合庁舎2階） 電話 0739-81-3550 FAX 0739-81-3551	意見書の提出期限	年 月 日
開示申出のあった文書等の名称																					
開示申出の年月日	年 月 日																				
上記文書等に記録されている（あなた、貴団体等）に関する情報の内容																					
意見書の提出先	財団法人紀南環境整備公社 〒646-0053 田辺市元町2281-6 （田辺市こみ処理場管理棟内） 電話 0739-81-3550 FAX 0739-81-3551																				
意見書の提出期限	年 月 日																				
開示申出のあった文書等の名称																					
開示申出の年月日	年 月 日																				
上記文書等に記録されている（あなた、貴団体等）に関する情報の内容																					
意見書の提出先	財団法人紀南環境整備公社 〒646-8560 田辺市朝日ヶ丘23-1（県西牟婁総合庁舎2階） 電話 0739-81-3550 FAX 0739-81-3551																				
意見書の提出期限	年 月 日																				

新		旧	
別紙	文 書 等 の 開 示 に 関 する 意 見 書 財団法人紀南環境整備公社理事長 様 氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名） 住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地） 〒 連 絡 先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号） TEL	別紙	文 書 等 の 開 示 に 関 する 意 見 書 財団法人紀南環境整備公社理事長 様 氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名） 住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地） 〒 連 絡 先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号） TEL
年 月 日付けで照会のあった下記の文書等の開示について、次のとおり意見を提出します。		年 月 日付けで照会のあった下記の文書等の開示について、次のとおり意見を提出します。	
照会のあった文書等の名称		照会のあった文書等の名称	
意 見	(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無 (2) 支障（不利益）の具体的内容	意 見	(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無 (2) 支障（不利益）の具体的内容
連 絡 先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550	担当等	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

新

別記第14号様式（第14条関係）
その2

文書等開示申出に関する意見照会書

第三者様
財団法人紀南環境整備公社理事長
印

（あなた、貴団体等）に関する情報が記録されている下記の文書等について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第6条の規定による開示申出があり、開示決定等を行いたいと考えています。
つきましては、同規程第14条第2項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該文書等を開示することにつき御意見がある場合は、別紙の「文書等の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。
なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

旧

別記第7号様式の2（第14条関係）

文書等開示申出に関する意見照会書

第三者様
財団法人紀南環境整備公社理事長
印

（あなた、貴団体等）に関する情報が記録されている下記の文書等について、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第6条の規定による開示申出があり、開示決定等を行いたいと考えています。
つきましては、同規程第14条第2項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該文書等を開示することにつき御意見がある場合は、別紙の「文書等の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。
なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部改正に係る新旧対照表

新		旧													
別紙 文書等の開示に関する意見書 年 月 日 財団法人紀南環境整備公社理事長 様 氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名) 住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地) 〒 TEL 連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号) TEL 年 月 日付けで照会のあった下記の文書等の開示について、次のとおり意見を提出します。 <table><tr><td>照会のあった文書等の名称</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">意見</td><td>(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無</td></tr><tr><td>(2) 支障（不利益）の具体的内容</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550</td></tr></table>	照会のあった文書等の名称		意見	(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無	(2) 支障（不利益）の具体的内容	連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550	別紙 文書等の開示に関する意見書 年 月 日 財団法人紀南環境整備公社理事長 様 氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名) 住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地) 〒 TEL 連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号) TEL 年 月 日付けで照会のあった下記の文書等の開示について、次のとおり意見を提出します。 <table><tr><td>照会のあった文書等の名称</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">意見</td><td>(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無</td></tr><tr><td>(2) 支障（不利益）の具体的内容</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550</td></tr></table>	照会のあった文書等の名称		意見	(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無	(2) 支障（不利益）の具体的内容	連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550
照会のあった文書等の名称															
意見	(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無														
	(2) 支障（不利益）の具体的内容														
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550														
照会のあった文書等の名称															
意見	(1) 上記文書等の開示による支障（不利益）の有無														
	(2) 支障（不利益）の具体的内容														
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550														

新

別記第15号様式（第14条関係）

文書等の開示決定に係る通知書

第 年 月 日

反対意見書を提出した第三者様

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

（あなた、貴団体等）から 年 月 日付けで「文書等の開示に関する意見書」の提出がありました文書等については、次のとおり開示決定しましたので、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第14条第3項の規定に基づき通知します。

開示決定した文書等の名称	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

旧

別記第8号様式（第14条関係）

文書等の開示決定に係る通知書

第 年 月 日

反対意見書を提出した第三者様

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

（あなた、貴団体等）から 年 月 日付けで「文書等の開示に関する意見書」の提出がありました文書等については、次のとおり開示決定しましたので、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第14条第3項の規定に基づき通知します。

開示決定した文書等の名称	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550

この決定に不服があるときは、規程第18条第1項の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団法人紀南環境整備公社理事長に対して異議申出をすることができます。

財団法人紀南環境整備公社情報公開規程の一部改正に係る新旧対照表

新	旧																												
別記第16号様式（第18条関係） 財団法人紀南環境整備公社理事長 様 年 月 日 異議申出人 印 異議申出書 財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第18条第1項の規定に基づき、次のとおり異議を申し出ます。 <table><tr><td>異議申出人の氏名及び年齢並びに住所</td><td></td></tr><tr><td>異議申出に係る決定</td><td></td></tr><tr><td>決定があったことを知った年月日</td><td></td></tr><tr><td>異議申出の趣旨</td><td></td></tr><tr><td>異議申出の理由</td><td></td></tr><tr><td>異議申出の説明の有無及びその内容</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>	異議申出人の氏名及び年齢並びに住所		異議申出に係る決定		決定があったことを知った年月日		異議申出の趣旨		異議申出の理由		異議申出の説明の有無及びその内容		備考		別記第9号様式（第18条関係） 財団法人紀南環境整備公社理事長 様 年 月 日 異議申出人 印 異議申出書 財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第18条第1項の規定に基づき、次のとおり異議を申し出ます。 <table><tr><td>異議申出人の氏名及び年齢並びに住所</td><td></td></tr><tr><td>異議申出に係る決定</td><td></td></tr><tr><td>決定があったことを知った年月日</td><td></td></tr><tr><td>異議申出の趣旨</td><td></td></tr><tr><td>異議申出の理由</td><td></td></tr><tr><td>異議申出の説明の有無及びその内容</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>	異議申出人の氏名及び年齢並びに住所		異議申出に係る決定		決定があったことを知った年月日		異議申出の趣旨		異議申出の理由		異議申出の説明の有無及びその内容		備考	
異議申出人の氏名及び年齢並びに住所																													
異議申出に係る決定																													
決定があったことを知った年月日																													
異議申出の趣旨																													
異議申出の理由																													
異議申出の説明の有無及びその内容																													
備考																													
異議申出人の氏名及び年齢並びに住所																													
異議申出に係る決定																													
決定があったことを知った年月日																													
異議申出の趣旨																													
異議申出の理由																													
異議申出の説明の有無及びその内容																													
備考																													

新

別記第17号様式（第18条関係）

異議申出回答書

異議申出者様

第 年 月 日

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けの異議申出については、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第18条第2項の規定に基づき、次のとおり回答します。

異議申出に係る開示決定等	（決定通知書の番号） （文書等の件名）	第 号
異議申出の内容		
異議申出に 対する回答	（回答の内容） ・異議申出により開示を求められた情報を開示します。 ・異議申出により開示を求められた情報のうち、次の情報を開示します。 異議申出により開示を求められた情報を非開示とします。 （回答の理由）	
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550	

旧

別記第10号様式（第18条関係）

異議申出回答書

異議申出者様

第 年 月 日

財団法人紀南環境整備公社理事長

印

年 月 日付けの異議申出については、財団法人紀南環境整備公社情報公開規程第18条第2項の規定に基づき、次のとおり回答します。

異議申出に係る開示決定等	（決定通知書の番号） （文書等の件名）	第 号
異議申出の内容		
異議申出に 対する回答	（回答の内容） ・異議申出により開示を求められた情報を開示します。 ・異議申出により開示を求められた情報のうち、次の情報を開示します。 異議申出により開示を求められた情報を非開示とします。 （回答の理由）	
連絡先	財団法人紀南環境整備公社 電話番号 0739-81-3550	

平成 2 5 年 3 月 2 6 日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真 砂 充 敏

一部事務組合設立について（報告）

1. 事業主体の変更

現在、財団法人の公社では去る平成20年12月施行の公益法人制度改革に伴い平成25年11月末の移行期限までに組織改革が必要。

このため、過去より紀南地方で排出される一般廃棄物及び産業廃棄物を適正に処理するため、県、市町村、産業界で財団法人紀南環境整備公社を設立し、広域廃棄物最終処分場整備事業に取り組んできた経過を踏まえ、今後とも本事業を円滑、かつ、効率的に推進していくため、事業を引き継ぐ新たな事業主体として、地方自治法に基づく一部事務組合を設立予定。

2. 一部事務組合設立に係る関連事務等の事前協議、調整（現在の進捗状況）

平成24年11月に、現公社における11市町村の長及び県環境生活部長で構成する紀南広域廃棄物最終処分場整備協議会を設立。

併せて、当協議会の運営を効率的にするため、協議会内に構成団体の廃棄物所管担当職員等で組織する連絡調整会議を設置し、要調整事項等を協議、調整中。

■地方自治法第287条（規約等）

一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一. 一部事務組合の名称
- 二. 一部事務組合を組織する構成団体
- 三. 一部事務組合の共同処理する事務
- 四. 一部事務組合の事務所の位置
- 五. 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六. 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七. 一部事務組合の経費の支弁の方法

■例規、予算の策定ほか、組合職員の各種組合加入申請等。

3. 一部事務組合設立フロー（予定）

（1）平成24年11月～平成25年3月及び7月始まで関連事務等の事前協議、調整など。

※組合規約は構成団体各議会で議決要→平成25年6月定例会へ議案提出（なお、一町は5月定例会）。

（2）平成25年7月中頃に県知事へ許可申請

（3）平成25年8月に設立